

中条町・黒川村合併協議会
第 5 回 会 議 議 案 書

日 時 平成 1 7 年 2 月 1 5 日 (火)
午後 2 時から
会 場 中条町産業文化会館
多目的ホール

議案第 10 号

地域審議会等の取扱いについて

地域審議会等の取扱いについて、次のとおり提出する。

合併特例法第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、合併前の黒川村の区域に黒川地区地域審議会を設置する。

平成 16 年 12 月 22 日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡 隆二

平成 17 年 2 月 15 日 確認

中条町・黒川村合併協議会

地域審議会の設置に関する協議事項（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の黒川村の区域（以下「設置区域」という。）に黒川地区地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年9月1日から平成27年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- （1）新市建設計画の変更に関する事項
- （2）新市建設計画の執行状況に関する事項
- （3）地域振興のための基金の活用に関する事項
- （4）新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- （5）その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

- （1）設置区域にのみ行われる事務・事業
- （2）設置区域に特別に利害関係のある事務・事業

（組織）

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有する者又は設置区域に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- （1）公共的団体等の役職員
- （2）学識経験等を有する者
- （3）公募による者

3 前項第3号の委員の人数は5人以内とする。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は毎年度開催するものとする。

3 委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。

4 会議は委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

5 会議の議長は、会長をもって充てる。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

8 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、支所において処理する。

(雑則)

第9条 審議会の議事その他会議の運営に関し、必要な事項は会長が審議会に諮り、これを定める。

附 則

この協議事項は、平成17年9月1日から施行する。

(参考資料)

合併特例法(市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号))

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。